

令和2年度第1回伊勢市農業次世代人材投資事業評価会事項書

日時：令和2年12月9日

午前10時30分～

場所：伊勢市役所御園総合支所

2-4会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 会長、副会長の選出

4. 農業次世代人材投資事業評価会について

5. 農業次世代人材投資資金青年等就農計画の評価について

6. その他

農業次世代人材投資事業について

◎事業概要

青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、伊勢市農業次世代人材投資資金交付要綱及び国の農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づき農業次世代人材投資資金を交付する事業です。

○主な特徴

- (1) 独立・自営就農を開始した時の年齢が原則 50 歳未満の者。
- (2) 青年等就農計画を認定されている。(認定新規就農者である。)
- (3) 独立・自営就農を行っている。
(農地・機械等の取得、出荷・販売、資材等の購入など)
- (4) 上記の要件を満たすほか、必要資料を市に提出し、計画の承認を受ける。
- (5) 交付期間は、最長 5 年。交付終了後、交付期間分だけ営農を継続する。

◎交付期間中の取組み

市は、関係機関とともに就農者に対して半年ごと（7 月、1 月）に面談を実施し、就農状況の確認を行っています。

また、平成 29 年度に計画承認を行った就農者に対して、定期面談とは別に計画等に即して就農ができていかどうかを確認するため、サポートチームを結成し、原則、年 2 回（10 月、4 月）就農者の実施状況の確認を行っています。さらに、平成 29 年度以降に計画承認を行った就農者に対して、交付期間の 2 年目が終了した時点で、就農者の中間評価を実施します。（農業次世代人材投資事業評価会）

○サポートチーム

「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるようにサポート体制を整備する。

部門	機関名
経営・技術	伊勢志摩地域農業改良普及センター、J A 伊勢 伊勢・玉城経済センター、J A 伊勢 営農指導課
農地	伊勢市農業委員会事務局
営農資金	J A 伊勢 金融推進課

◎交付期間終了後の取組み

営農継続期間内は、交付期間中と同じく、半年ごと（7 月、1 月）に面談を実施し、就農状況の確認を行います。

伊勢市農業次世代人材投資事業の評価項目

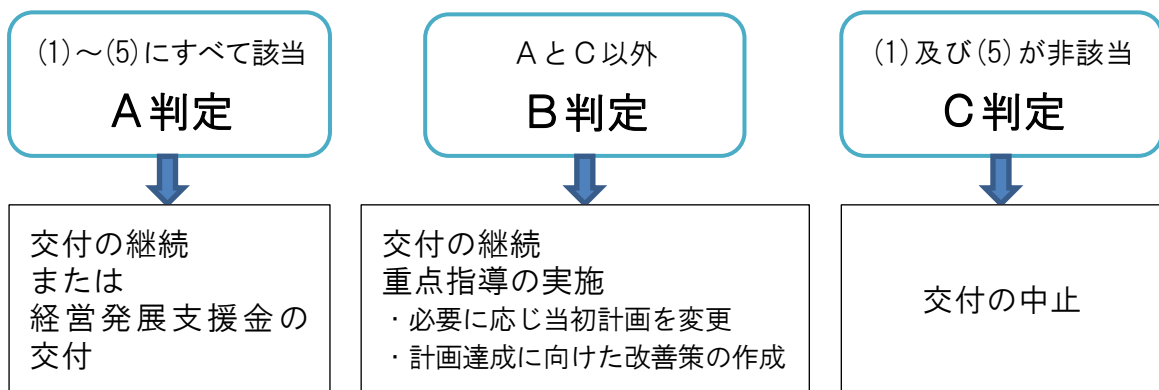
◎評価の項目

- (1) 報告書等の必要書類が期限までに提出されている。
- (2) 交付2年目の経営規模(作付面積等)が計画数値(2年目)の70%以上である。
- (3) 交付2年目の生産量が計画数値(2年目)の50%以上である。
- (4) 交付2年目の農産物の売上金額が計画数値(2年目)の50%以上である。
- (5) 各関係機関からの指導等に対して、協力的に受け入れている。

※1 評価は、3年目の資金交付前に、上記の5つの評価項目について、伊勢市農業次世代人材投資事業評価会で判定する。

※2 災害等による不作など、正常な評価が実施できない場合、評価方法を別途検討する。

◎評価の判定と評価結果の取扱い



※B評価の場合は、サポートチームによる重点指導を実施するため、計画達成に向けた改善策を対象者本人が作成する。(→サポートチームで確認・合意)

◎重点指導後の再評価について

B評価1年後の再評価(4年目、5年目の交付前)についても、交付前の前年の実績により、上記と同様に評価を行う。ただし、評価の判定については下記のとおりとする。

